

**投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）
の概要**

1. 「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 65 号）」における金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。（第 267 条）
2. 投資法人の合併に関し、合併対価として金銭を交付する場合の吸収合併消滅法人の事前開示事項について、所要の規定の整備を行う。（第 193 条）